

別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項及び第25条第1項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

- ☐電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。
- ☐電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐電波法第17条第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☐電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

(注2)

記

1 申請(届出)者(注3)



の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

4 2の欄は、次によること。

(1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定並びに第25条第8項の規定により一括して申請(届出)する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号(識別信号の指定の変更の申請の場合にあつては、希望する識別信号)を記載すること。

(3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号)を記載すること。

(4) ④の欄の記載は、次のよること。

ア 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。

イ 2以上の無線局について1の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。

ウ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。

5 基幹放送局における電波法第6条第2項第9号に掲げる事項の変更の場合にあつては、第12条第1項(第25条第1項において準用する場合を含む。)に基づき添付する無線局事項書の当該変更に係る様式において、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該様式の注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

6 申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

7 申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。